

# KPMG Japan e-Tax News

No.233 2 June 2021



## 税務情報

### 国税庁 一 電子帳簿保存法の改正に関するリーフレットの公表

国税庁は5月31日、「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」というページにおいて、改正の概要をまとめた以下のリーフレットを公表しました。(リーフレット以外の情報(通達やQ&A等)も、今後このページに掲載される予定です。)

#### ■ 電子帳簿保存法が改正されました (PDF 1,115KB)

2021年度税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(電子帳簿保存法)が改正され、電子帳簿等やスキャナ保存の保存要件等について抜本的な見直しが行われました。このリーフレットでは「1. 電子帳簿等保存」、「2. スキャナ保存」及び「3. 電子取引」の3つの区分ごとに、改正の概要が解説されています。

また、リーフレットには、法令からは読み取ることができない、たとえば以下の情報が含まれています。

#### 【税務署長の事前承認制度】

2022年1月1日以後に電子的に作成した国税関係帳簿又は国税関係書類を電磁的記録により保存する場合及び同日以後に国税関係書類をスキャナ保存する場合には、税務署長の事前承認制度が不要とされました。

この改正に関する以下の情報が、「1. 電子帳簿等保存」の解説に含まれています。  
(この解説に、「2. スキャナ保存」においても同様の取扱いであることが記載されています。)

- 2022年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする者が承認を受ける場合には、承認申請書を2021年9月30日までに所轄税務署長に提出する。

#### 【過少申告加算税の5%軽減】

優良な電子帳簿の要件(改正前の厳格な保存要件等)を満たす一定の国税関係帳簿については、あらかじめ本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その国税関係帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関して申告漏れがあった際に、原則として、その申告漏れに課さ

れる過少申告加算税が 5%軽減される措置が講じられました。(この改正は、**2022年1月1日**以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。)

この改正に関する以下の情報が、「1. 電子帳簿等保存」における Q&A に含まれています。

- 新たに、対象の国税関係帳簿について電子保存を行う場合に過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、その適用を受けようとする初年度の課税期間に係る法定申告期限までに、所轄税務署長に本措置の適用を受けるための届出書を提出する必要がある。
- これまで税務署長の承認を受け、優良な電子帳簿の対象となる国税関係帳簿について電子保存している場合であっても、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、所轄税務署長に本措置の適用を受けるための届出書を提出する必要がある。

#### 【2022年1月1日よりも前に受けた承認の効力】

以下の情報が、「1. 電子帳簿等保存」及び「2. スキャナ保存」における Q&A に含まれています。

- 2022年1月1日よりも前に受けた電子帳簿保存及びスキャナ保存に係る税務署長による承認の効力は、承認の取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限りは有効であるため、その承認が有効とされる期間は、引き続き改正前の要件を満たして保存等を行う必要がある。
- したがって、承認を受けていた者が 2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿やスキャナ保存に係る国税関係書類について改正後の要件に従って電子帳簿保存・スキャナ保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等、その承認を取りやめる一定の手続が必要となる。

#### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.